

令和2年5月26日

生徒・保護者の皆さまへ

石川県立門前高等学校
校長 金岡利宏
(公印省略)

学校再開ガイドラインについて

早速ですが、県教委の指導のもと、本校は次の通り学校を再開いたしますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

【概要版】

●新型コロナウイルス感染症の感染防止の3つの基本

①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

●学習の遅れ等を取り戻すための授業について

【1日あたりの授業数】 (変更後) 月～金=7限 (変更前) 月=7限、火～金=6限
【期間】 次の①と②の期間に行います。原則、土日・祝日は授業を行いません。 ①従来の1学期末までの期間 6月 1日(月)～7月20日(月) ②回復のための新たな期間(17日間) 7月21日(火)～7月31日(金) 8月17日(月)～8月31日(月) (注) 8月21日(金)には授業を行いません。
【50分授業日と45分授業日の日程】 ①50分授業日(7限終了16:00、清掃16:00～) 6月 1日(月)～6月 5日(金) 6月 9日(火) 6月22日(月)～6月24日(水) ②45分授業日(7限終了15:25、清掃15:25～) 6月 8日(月) 6月10日(水)～6月19日(金) 7月 1日(水)～8月31日(月)
【放課後補習】 6月8日(月)から8月(3年生のみ、詳細は別途連絡します。) (1・2年生については、9月以降で実施する予定です。)
【学校行事】 遠 足6月9日(火)、文化祭8月29日(土)

【詳細版】

1 学校再開にあたって

- (1) 学校を再開するにあたっては、十分な感染症対策を行います。
- (2) 学校長を責任者とする保健管理体制を構築し、お子様への指導、保護者さまへの連絡、環境整備、感染者・濃厚接触者が確認された場合の連絡体制などを含む、新型コロナウイルス感染症に関する対応策を取りまとめます。特に衛生管理面については学校医や学校薬剤師に確認してもらい、助言を受けます。また、状況の変化や最新の情報に基づき、常にこの対応策の確認、見直しを行います。

2 「新しい生活様式」等についての指導

- (1) 学校再開後すぐに（分散登校日における実施も）、文部科学省作成の「新型コロナウイルス感染症の予防」を活用して、感染症予防について正しく理解し、適切な行動を取れるよう指導します。

- 新** (2) また、「新しい生活様式の実践例」を配付し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていく必要があることを指導します。その際、特に以下の内容について確認します。

(ア) 新型コロナウイルス感染症の感染防止の3つの基本

①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- ◇ 人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける。
- ◇ 会話をするときには可能な限り真正面を避ける。
- ◇ 外出中で、屋内にいるときや会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用する。
- ◇ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に行う。

（手指消毒薬の使用も 可）

- 新** (イ) 発症したときのため、誰とどこで会ったかを記録するよう指導します。
- (ウ) 3密（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）を避けるため、このような状況が発生する可能性がある場所には出入りしないよう指導します。
- (エ) 毎朝体温測定、健康チェックを行い、発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養するようお願いします。
- (3) 手洗い、咳エチケット、3密回避を呼びかけるポスターを掲示します。

3 通学について

- (1) 公共交通機関を利用する生徒さんは、以下の点について注意してください。
 - ◇ 発熱がある場合は乗車を見合わせる
 - ◇ 乗車中は必ずマスクを着用する
 - ◇ 乗車中は会話を控える
 - ◇ 手すりやドアに触れた手で、目、鼻や口に触れない

4 身体的距離の確保

- (1) 生徒同士の間隔はできるだけ2 m（最低1 m）空けます。
- 新** (2) 教室における生徒同士の間隔は、本県の感染状況を踏まえ、現段階では1 mを目安に最大限の間隔がとれるように座席を配置します。
- 新** (3) 上記のように座席配置に留意することにより、普通教室においては生徒40人程度で授業を行います。

5 健康管理に関すること

- (1) 登校前に自宅で検温し、発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないことを徹底してください。発熱がなくても、普段よりも体調が悪く感じたら、登校を控えてください。この場合、「欠席」ではなく、「出席停止・忌引等」となります。
- (2) 登校時、現段階では玄関前で、教職員が検温結果を書いた表を確認させてください（忘れた場合は測定させてください）。なお、グーグルクラスルームなどで、登校前に全生徒の検温結果を確認する仕組みは検討中です。
- (3) 登校後、発熱等の風邪症状がある場合は、保護者さまに連絡した上で、帰宅していただきます。
- (4) 手指で目、鼻、口をできるだけ触らないようにお願いします。手洗いを徹底してください。
- 新** (5) 常時マスク着用が望ましいですが、体育の授業中や、熱中症の危険性がある場合等は外してもよいです。その際、換気、身体的距離の確保、咳エチケットを徹底してください。
- 新** (6) 清潔なハンカチ・ティッシュ、マスクを外した時に一時的に保管しておくための布またはビニールの袋を毎日持ってきてください、また、タオルやハンカチは貸し借りしないでください。
- (7) 十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるようにお願いします。
- (8) 医療的ケアが必要な生徒さんに対しては、主治医や学校医、保護者さまと相談の上、適切な配慮を行います。

6 感染防止対策（皆様のご理解・ご協力をお願いします。）

- (1) 休み時間や登下校など教職員の目が届かない所で、密集しないように、また、近距離で向かい合って話をするのをお避けください。
- (2) 密閉、密集、密接の「3密」の重なりを避けるだけでなく、できる限り「ゼロ密」を目指します。
- (3) 次の6つのタイミングで手洗い（アルコール消毒）を徹底してください。
 - ◇ 教室に入るとき
 - ◇ 咳やくしゃみ、鼻をかんだとき
 - ◇ 食事の前後
 - ◇ 掃除の後

◇ トイレの後

◇ 共有のものを触ったとき

- 新** (4) スマートフォンは、いろいろなところを触った手で操作することから、ウイルスが付着している可能性がありますので、十分に注意してください。なお、こまめに消毒することをおすすめします。
- (5) 教室内等の換気を徹底します。換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開します）、2方向の窓を同時に開けて行います。エアコン使用時においても換気を行います。
- (6) 清掃は、換気の良い状況で、マスクを着用した上で、丁寧に行うとともに、終了後の手洗いを徹底してください。
- (7) 消毒については、ドアや窓の取っ手、電気のスイッチ、階段の手すり等、多くの人が触れるところは、次亜塩酸ナトリウム消毒液等を用いて、1日1回以上、利用状況に応じて適切に行います。（この消毒作業については、教職員で行うことを基本とします）
- (8) 生徒さんが共用する物品は、可能な限り使用前後に消毒します。また、活動前後の手洗い（アルコール消毒）を徹底してください。
- (9) マスクを忘れないようにお願いします。忘れた方に予備のマスクを用意しておきます。ただし、数に限りがあります。
- (10) 以下に示す「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で、本県の感染状況を踏まえ、現段階では、実施を検討させてください。その際、用具の消毒、手洗い指導の徹底、体調に不安のある生徒さんの不参加を認めるなど留意いたします。
- ◇ 長時間、密集または近距離で対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
 - ◇ 室内で近距離で行う合唱、管楽器演奏
 - ◇ 近距離で活動する、実験・観察、共同製作・鑑賞、調理実習
 - ◇ 密集したり接触したりする運動
- (11) 昼食時には以下の点にも注意してください。
- ◇ 食事の前の手洗い（アルコール消毒）を徹底してください。
 - ◇ 机を向かい合わせにしない、食事中は会話を控える等を徹底してください。
- (12) 更衣については、体育の授業では、男子は教室、女子は男女両方の更衣室を使用してください、また、部室等は短時間で交代で使用するなど、狭い空間に密集しないようにしてください。
- 新** (13) 図書室は、利用前後の手洗い（アルコール消毒）の徹底、利用時間帯の分散等の密集を避ける対策を行い、開館します。

7 学習の遅れ等を取り戻すことについて

- (1) 4月～5月までの遅れについては、県教委の指導のもと、以下の通り授業を行い、原則、8月末までに取り戻せるような計画です。

<p>【1日あたりの授業数】 (変更後) 月～金=7限 (変更前) 月=7限、火～金=6限</p>
<p>【期間】 次の①と②の期間に行います。原則、土日・祝日は授業を行いません。 ①従来の1学期末までの期間 6月 1日(月)～7月20日(月) ②回復のための新たな期間(17日間) 7月21日(火)～7月31日(金) 8月17日(月)～8月31日(月) (注) 8月21日(金)には授業を行いません。</p>
<p>【50分授業日と45分授業日の日程】 ①50分授業日(7限終了16:00、清掃16:00～) 6月 1日(月)～6月 5日(金) 6月 9日(火) 6月22日(月)～6月24日(水) ②45分授業日(7限終了15:25、清掃15:25～) 6月 8日(月) 6月10日(水)～6月19日(金) 7月 1日(水)～8月31日(月)</p>
<p>【放課後補習】 6月 8日(月)から8月(3年生のみ、詳細は別途連絡します。) (1・2年生については、9月以降で実施する予定です。)</p>
<p>【学校行事】 遠 足 6月 9日(火) 文化祭 8月29日(土)</p>

- (2) 生徒の家庭学習における理解度、定着度を把握し、授業内での指導に軽重をつけるなどの工夫を行います。

- 新** (3) 休業期間中運動不足になっている生徒さんもいると考えられるので、体育の授業開始時には準備運動を十分に行うとともに、授業内容については県教委の指導「学校再開後の体育授業のあり方について」に基づいて行います。

8 学校行事等について

- (1) 学校行事の中止または延期、あるいは縮小の決定に当たっては、学校行事は、学校生活の潤いや、秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して検討します。
- (2) 実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について以下のような工夫を行うなど十分な配慮をします。
 - ◇ 大勢が集まる儀式的行事については、校内放送や学校便りへの掲載などの方法により代替するなど
 - ◇ 文化祭などの文化的行事は小グループごとで練習したり、発表の様子を映像や音声にとり校内放送で流したりするなど
- 新** (3) 健康診断を実施するに当たっては以下の点にも注意します。
 - ◇ 密集しないよう学年やクラスで日程を分ける。
 - ◇ 部屋に一度に多くの人数を入れないようにし、整列時においては1～2mの間隔をあける。
 - ◇ 不要な会話や発声を控える。
- (4) 避難訓練等は各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるよう工夫します。
- (5) 修学旅行については、行き先となる国の入国制限、行動制限の状況、帰国後の検疫体制の状況等について、外務省や厚生労働省の最新情報を踏まえ、適切に対応します。

9 心身の状況の把握と心のケア等に関すること

- (1) 長期間に及んだ休校や自宅待機からくるストレスや、感染症に対する心配や不安が原因で、精神的に不安定になる可能性があるため、そのような場合には、ホーム担任だけでなく、相談室の先生等にも相談するように指導します。また、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（電話による相談を含む）を行います。
- (2) 既に配付（本校ホームページにも掲載）しました「24時間子供SOSダイヤル」などの相談窓口も利用ができます。



10 偏見、差別に関すること

- (1) 感染者、濃厚接触者、新型コロナウイルス感染症の治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は絶対に許されません。

11 部活動に関すること

- (1) 県教委の指導「学校再開に伴う部活動の実施について」に従って行います。
- (2) 部活動再開は6月4日(木)から、対外試合再開は6月13日(土)からです。
- (3) 詳しい内容は、6月1日(月)以降に、各部で説明します。

12 保護者さまへの連絡等

- (1) 一斉送信メールや学校のホームページ、または文書の配付、担任からの電話連絡等により、必要な情報を確実にかつ速やかに伝えます。
- (2) 保護者に対しては、一斉送信メールや配付文書等により、定期的に学校の様子をお知らせします。

13 感染者、濃厚接触者が確認された場合

- (1) 生徒・教職員の感染が確認された場合、あるいは、生徒・教職員が濃厚接触者であることが確認された、または、その同居する家族等の感染が確認された場合、速やかに県教委の各担当課へ連絡し指導を受けます。
- (2) その際、個人情報の扱いには十分注意します。
- (3) 生徒、教職員の感染が判明した場合、最終登校日から2週間、臨時休業の措置をとります。また、その間に校舎を消毒します。対応の詳細については、県教委の指導「県立学校における休業等に関する対応について」に基づいて行います。

14 その他

- (1) 今後、状況の変化により、対応内容に追加や変更がある場合はその都度ご連絡します。

(備考)

新 とは、これまでご連絡した内容に新たに追加された事項を示します。